

2020
春
Vol.13

KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通^{きよつう}13

発行月：2020年4月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第13号として、春号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2020年春号 目次

● ごあいさつ	p1
● 業務紹介	p2
● 事務所の概要	p3
● 判決に学ぶ	p4
● 特許出願等における拒絶理由通知の応答期間の延長について	..	p5
● カラー商標と白黒商標について（第2回）	p6
● 海外の特許事情	p7
● 著作権に基づく検索事業者への削除請求について		
● 銀座界隈「てくてくグルメ」	p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和元年12月4日判決(平成30年(行ケ)10175号)

第1 初めに

本判決は、特許の進歩性判断における引用発明の認定手法について判断した知財高裁判決である。なお、以下においては、上記論点に関する部分のみを扱う。

第2 事業の概要

1 特許庁における手続の経緯等

原告は、平成24年7月12日、発明の名称を「アクセスポートおよびその識別方法」とする発明について特許出願（特願2012-156976号）をし、平成28年10月7日、設定の登録を受けた（特許第6018822号）。

被告らは、平成29年5月22日、これに対する無効審判を請求し（無効2017-800070号事件）、特許庁は、平成30年8月8日、「特許第6018822号の請求項1から6に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をした。

原告は、平成30年12月12日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

本件特許の特許請求の範囲の請求項1に記載の発明は、以下のとおりである。なお、文中の「／」は原文の改行箇所を示す（以下同じ）。

「コンピュータ断層撮影走査プロセスに用いられる、患者への皮下アクセスを提供するための自動注入可能なアクセスポートであって、／隔膜を保持する構成される本体と、／皮下埋め込み後、前記自動注入可能なアクセスポートをX線を介して識別するように構築される、前記アクセスポートの少なくとも1つの、前記自動注入可能なアクセスポートの、自動注入可能に定格されていないアクセスポートと区別可能な情報と相関がありX線で可視の、識別可能な特徴とを具え、／前記自動注入可能なアクセスポートは、機械的補助によって注入され、かつ加圧されることができ、／前記隔膜は、前記本体内に画定された空洞内に、前記隔膜を通じて針を繰り返し挿入するための隔膜である自動注入可能なアクセスポート。」

3 本件審決の理由の要旨

本件審決は、下記引用例1の記載及び下記引用例2の記載に基づき、引用例1に記載された発明として「甲9発明」を認定し、本件特許の請求項1から6に係る発明は、甲9発明に基づいて容易に発明することができたものであるとした。（1）引用例1

武内周平ほか「中心静脈リサーバーからの自動注入器を用いた造影CTにおける耐圧試験」と題する論文（IVR INTERVENTIONAL RADIOLOGY, Vol. 20, No. 1, p 27-30。平成17年1月1日発行。甲9。）

（2）引用例2

「P-Uセルサイトポート」の添付文書の第1版～第6版（東レ株式会社、東レ・メディカル株式会社。2002年7月1日～2005年7月1日作成。甲10。）

（3）甲9発明

「造影CTに用いられる、患者への皮下アクセスを提供するための、自動注入器によって造影剤を注入されることができるアクセスポートであって、／隔膜を保持する構成される本体と、／前記アクセスポートは、製品スペックに示される最大注入圧力以上の加圧をしないように使用され、／隔膜は、本体内に画定された空洞内に、前記隔膜を通じて針を繰り返し挿入するための隔膜であるアクセスポート。」

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、本件審決における甲9発明の認定を誤りであるとしたものの、本件審決の結論自体は相当であるとして、原告の請求を棄却した。「そうすると、引用例1には「造影CTに用いられる、患者への皮下アクセスを

提供するためのアクセスポートであり、自動注入器による機械的補助によって造影剤を注入され、かつ加圧されることが可能な東レポート」（以下「引用発明」という。）が記載されていると認められる。」

「被告らは、引用例1に記載された東レポートという発明の構成の内容を理解するために、東レポートの添付文書である引用例2を参照することは許容され、本件審決が引用例1と引用例2の2つから甲9発明を認定したことには誤りはない」と主張する。

しかし、「刊行物に記載された発明」（特許法29条1項3号）の認定に当たり、特定の刊行物の記載事項とこれとは別個独立の刊行物の記載事項を組み合わせて認定することは、新規性の判断に進歩性の判断を持ち込むことに等しく、新規性と進歩性とを分けて判断する構造を採用している特許法の趣旨に反し、原則として許されないといるべきである。

よって、東レポートを用いた耐圧性能に関する実験結果を記載した論文である引用例1と、これと作成者も作成年月日も異なる、東レポートの仕様や使用条件を記載した添付文書である引用例2の記載から、甲9発明を認定することはできない。

そして、引用例1には、東レポートの具体的な構成についての記載ではなく、東レポートの具体的な構成が本件出願の優先日時点において技術常識であったとまでは認められないから、甲9発明が、引用例1に実質的に開示されているということもできない。

よって、原告らの上記主張は、採用できない。」

第4 解説

1 本判決前の事情

進歩性の判断においては、特許出願に係る発明の要旨を認定した後、当該発明と、引用例から認定される発明（引用発明）とを対比して、これらの一一致点及び相違点を認定した後、当該相違点につき、他の引用例から認定される引用発明や周知技術を適用することにより、当業者が容易に想到可能なものであったか否かが判断される。

このような引用発明の認定に関して特許実用新案審査基準は、特許法29条第1項第3号の「刊行物に記載された発明」につき、「刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される発明をいう。」とし、「審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができない発明を「引用発明」とすることができない。」としている。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、進歩性判断の基礎となる引用発明の認定手法につき判断を示した判決である。

すなわち、本件審決は、引用例1に記載された発明の構成を認定するにあたって引用例2を参照しており、また、引用例2の記載内容が技術常識であったとも認められなかつたことから、実質的に引用例1及び引用例2という2つの引用例から、1つの引用発明を認定したものであった。

これに対し、本判決は、新規性と進歩性とを分けて判断する構造を採用している特許法の趣旨に反するものとしてこのような引用発明の認定手法を否定し、单一の引用発明につき单一の引用例から認定しなければならないとした。

この点、引用例1は、TORAY製のP-UCEL SITE PORT（東レポート）を用いた耐圧性能に関する実験結果を記載した論文であり、引用例2は、東レポートの仕様や使用条件を記載した添付文書であることから、これらが一定の関係性を有する文書であることは否定できない。しかしながら、本判決は、このような場合においても、少なくとも「作成者」及び「作成年月日」が異なる場合においては、別個独立の刊行物として扱うこととしたものである。

なお、本判決は上記のように本件審決における引用発明の認定手法につい

ては否定したものの、独自に引用例1のみから認定できる引用発明を認定の上、本件特許の請求項1から6に係る発明は、当該引用発明に引用例2の記載事項及び周知技術を適用することによって容易に発明することができたものであるとして、本件特許の請求項1から6に係る発明につき進歩性を否定した本件審決の結論自体は相当であるとしている。

3 今後の留意事項

本判決においては、上記のように、複数の引用例から単一の引用発明を認定することは否定されたものの、単一の引用例（引用例1）から引用発明を認定した上で、この引用発明に他の引用例（引用例2）から認定された引用発明（他の引用発明）及び周知技術を適用することで、結局進歩性が否定されている。

したがって、今後、進歩性の欠如を理由に特許の無効主張を行うに際しては、本判決に従い、あくまで単一の引用例から引用発明を認定した上で、この引用発明に他の引用発明及び周知技術を適用することで進歩性を否定するという構成を徹底することが求められる。

なお、本判決によれば、少なくとも「作成者」及び「作成年月日」が異なる場合については、別個独立の引用例と解されることが明らかであるものの、その他にどのような要素を考慮の上、いかなる場合であれば単一の引用例であると判断され、いかなる場合であれば別個独立の引用例であると判断されるのかは必ずしも明らかではない。この点については、今後の裁判例の蓄積を待つしかないところである。

また、上記のように本判決においては、引用例1に基づき、本件審決と異なる引用発明を認定の上、この引用発明に他の引用発明及び周知技術を適用することで本件特許の請求項1から6に係る発明につき進歩性が否定されているところ、このような判断については、特許無効審判の審決取消訴訟の審理範囲についての議論（審決取消訴訟において、特許無効審判で判断しなかった公知事実との対比における特許無効原因を主張することはできないとされている（メリヤス編機事件・最高裁昭和51年3月10日民集30巻2号79頁）。）との整合性も議論となりうるところである。

特許出願等における拒絶理由通知の応答期間の延長について

文：弁理士 荒船良男

1. 特許出願における拒絶理由通知の

応答期間

今回は、実務上でも重要な拒絶理由通知の応答期間の延長について説明します。

拒絶理由通知の応答期間は国内在住者にあっては60日、在外者にあっては3ヶ月となっています。この60日、3ヶ月は拒絶理由通知の発送日から起算されます。

2. 特許出願における拒絶理由通知の

応答期間の延長

特許法第5条第1項「特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。」と規定しています。したがって、出願人が請求しさえすれば、この拒絶理由通知の応答期間の延長をすることができるような体裁となっていますが、実際の運用では、請求に合理的な理由がない限り、延長は認められていませんでした。この合理的な理由として、拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験を行うとの理由や、拒絶理由通知書や意見書・手続補正書等の手続書類の翻訳を行うとの理由が挙げられています。

しかし、特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（STLT）（日本について平成28年6月11日に発効）の規定を担保する必要から、特許出願及び商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用が変更されました。

これによって、平成28年4月1日以降は、合理的な理由がなくても拒絶理由通知の応答期間の延長が認められる運びとなりました。

なお、拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知（前置審査中のものを含む。）については、運用の変更がない点に留意する必要が

あります。

以下、特許出願における拒絶理由通知の応答期間の延長について主に説明し、最後に、商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に触れたいと思います。

3. 延長の請求はいつできるか

延長請求の態様としましては、（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求と、（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求とがあります。

4. 期間延長の請求は何回することができるか。

（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求は国内在住者の場合には1回、在外者の場合には2回まですることができます。これに対して（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求は1回だけであり、期間満了前に延長されている場合は期間経過後の延長請求はできません。

5. 延長される期間はどのくらいか

（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う1回目の期間延長請求は2ヶ月、2回目の期間延長請求は1ヶ月です。これに対して、（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求の場合には2ヶ月です。この2ヶ月は、応答期間の末日の翌日から2ヶ月です。請求

の日から2ヶ月でないことに注意する必要があります。

なお、この場合の応答期間の末日とは、応答期間の末日が土曜日、日曜日、祝日等、特許庁の閉庁日に当たるときであっても、当該末日の翌日から起算される点に留意する必要があります。

6. 延長の手数料はどのくらいか

（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求は2,100円です。（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

の場合には51,000円の手数料が必要となります。応答期間経過後に行う期間延長請求の場合には応答期間内に行う期間延長請求の場合に比べて高額となる点に留意する必要があります。

7. 延長請求はどのようにして行うか

期間延長請求書を提出することによって延長請求をします。記載事項は「書類名」、「あて先」、「事件の表示」、「請求人」、「発送番号」、「請求の内容」及び「手数料の表示」です。「書類名」の欄には「期間延長請求書」と記載し、期間経過後の延長請求の場合には「期間延長請求書（期間延長）」と記載します。その他は期間経過前の延長請求と同じです。

8. 商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長

（1）拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

出願人が国内居住者及び在外者のいずれの場合も、1通の請求で応答期間の1か月延長が認められます。この場合、請求のための合理的な理由は不要で、手数料は2,100円です。

延長期間は、応答期間の末日が閉庁日に当たるときであっても、当該末日の翌日から1ヶ月です。

（2）拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

応答期間の末日の翌日から2か月以内に請求をすれば、出願人が国内居住者である場合及び在外者のいずれの場合も、1通の請求で当該応答期間の2か月延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要です。また、当該期間延長請求を行なう際には4,200円の手数料が必要となります。

カラー商標と白黒商標について（第2回　中国における取扱い）

文：弁理士　荒船 博司

ロゴ商標を商標登録出願する際、カラーで出願するのがよいのか、それとも白黒（モノクロ）で出願するのがよいのか、よくご相談を頂戴します。弊所では、原則、ご使用予定の態様での出願をお勧めしておりますが、どの色で使用するか決まっていない場合や、様々なカラーバリエーションがあり得る場合は、出願予定国のプラクティスに合わせたご提案を行っております。今回は、お問い合わせの多い、中国における色彩商標に関する取扱いをご紹介いたしますので、ご一読頂けますと幸いです。

<中国>

中国では、商標法第8条に“自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。”と規定されており、日本同様、色彩を含む商標登録出願が可能です。

しかし、以下のように、日本とは異なる点もありますので、注意が必要です。

①出願時

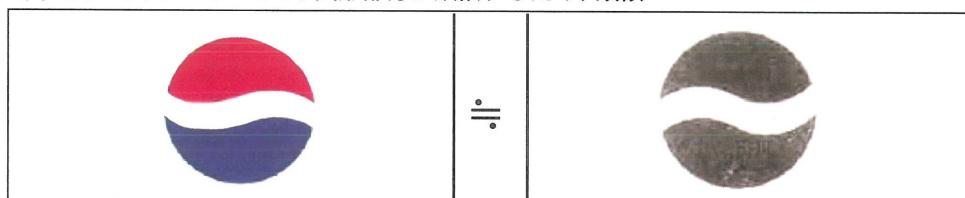
中国で色彩を含む商標を出願する際は、実務上、日本の商標出願時と異なり、商標登録願書に、当該商標は色彩（颜色）を有する旨を明記する必要があります。

②審査段階

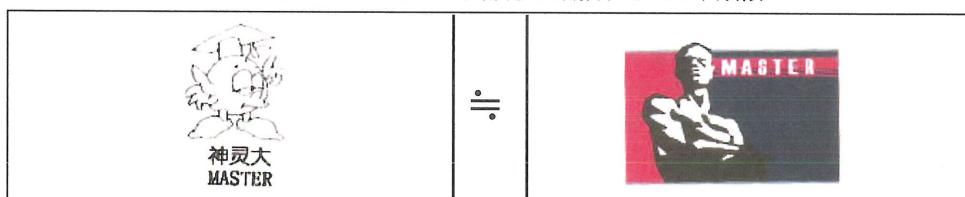
中国では、色彩（色彩のみの組み合わせ商標を除く）の要素は、文字、図形等に比して軽視されている面があります。中国商標審査基準においても、色彩は、審査時の商標類否判断の主な要素とはされていません。よって、色彩に大きな差異があつても、他の構成要素（文字や図形）が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定されています。

以下は、中国商標審査基準に掲載されている例です。

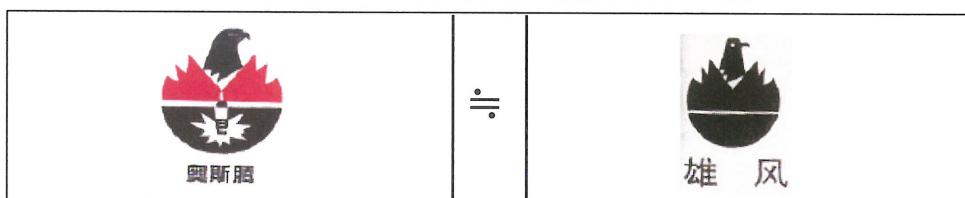
(1) 色彩は異なっていても、図形部分が類似するため、類似



(2) 色彩・図形部分は異なっていても、文字部分が類似するため、類似



(3) 色彩・文字部分は異なっていても、図形部分が類似するため、類似



審査段階において、日本とは異なった判断が行われる可能性があることにご留意ください。

③商標権の効力

中国では、不使用取消審判などの際、モノクロ商標は、色を変えて使用しても、登録商標の使用として認められている一方、色彩を含む商標の場合、色を変えて使用すると、登録商標の使用とは認められていません。これは、日本と大きく異なる点であり、注意が必要です。

また、色を変えて使用した登録商標に登録商標マーク（Rマーク）をつけてしまうと、中国商標法第44条1項「一方的に登録商標を変更した場合」に該当し、中国商標局が、指定の期間内に状況を是正すること又は当該登録商標の取消を命じることがあり得るため、気を付けなければなりません。

以上のように、色彩を含む商標の中国出願の際は、日本とは異なった検討が必要となります。中国は今後も企業戦略上重要な地域だと思われますので、中国への出願をご検討の場合はぜひ一度ご相談ください。



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

イギリスープレゲジットの知的財産制度への影響

経余曲折を経て、2020年2月1日にイギリスが正式にEUを離脱しました。

知的財産制度に関しては、2020年の12月31日までの移行期間は変更なく従来通りとなります。移行期間の終了後は、意匠及び商標の体系が変更されます。

EU商標制度による商標については、イギリスでは保護の対象ではなくなりますが、移行期間の終了時に、既存のEU商標を有する全ての権利者に同等のイギリス商標が付与されます。また、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及びEUを指定する意匠の国際登録の効果は、イギリスでは有効ではなくなりますが、これらの権利は、移行期間の終了時に、自動的にイギリスの権利に置き換えられます。

一方、ヨーロッパ特許出願については、ヨーロッパ特許庁(EPO)はEUの機関ではないため、ブレグジットによる影響は無いとされています。

韓国－特許法改正

韓国の特許法が改正され、2020年3月11日に施行されました。この改正により、方法の発明について、その方法の使用を申し出る行為が発明の実施の態様として追加されました。

今回の改正は、ソフトウェア発明に対する保護を強化するための措置です。韓国特許法では、プログ

ラム(ソフトウェア)は物として認められていないため、プログラムの発明は、記録媒体または方法として保護されます。しかしながら、どちらの権利範囲も、今般ソフトウェアの一般的な颁布方法となっているオンラインでの送信行為に及ばないことが問題となっていました。そこで、方法発明の実施の範囲が拡大され、オンラインでの送信が、方法の使用を申し出る行為として特許権の侵害に認定されるようになりました。

インド－日印PPHの開始

前号では日印PPH(Patent Prosecution Highway)の開始が近いことをお知らせしましたが、その後、日印PPHの試行に係る合意文書に署名がなされ、2019年12月5日に申請の受付が始まりました。

インドにとっては、日本が初めてのPPH対象国となります。当面は、受理件数が年間100件までに制限されるほか、対象となる技術分野もある程度限定されます。2019年度は開始からまもなくして100件に達しましたが、先日、非受理となった44件の件について2020年3月9日に申請の受付を再開することが、日本国特許庁より発表されました。年間の申請枠が少ないため、PPHを利用するには、来年度以降もその申請時期などについて戦略が必要になりそうです。

香港－独自の特許付与制度(Original Grant Patent)の導入

香港の特許法及び特許規則の改正法が2019年12月19日に施行され、新たに標準特許の直接出願制度が導入されました。これまで標準特許を取得するには、中国や英国(欧州)で付与された特許に基づいて無審査で付与を受けるルートしかありませんでしたが、今回の改正により、香港知財庁へ直接出願し、独自の実体審査を経て特許査定を受けるルートが新設されました。

今後は、中国や英国へ出願して特許査定を受けなくても、香港で標準特許を取得することが可能となります。一方で既存のルートも維持されるため、出願人にとっては選択肢が増え、利便性が増すことになると思われます。

オーストラリア－イノベーション特許の廃止

オーストラリアでは、特許法改正案が2020年2月5日に可決され、2021年中頃に施行される見込みとなりました。この改正により、イノベーション特許(日本の実用新案に相当します)が段階的に廃止されることになりました。

イノベーション特許は、出願件数が増加傾向にあったものの、中小企業の負担軽減に資していないとの評価や、法的安定性などの諸問題を抱えていることなどから廃止されることになりました。近年、オランダやベルギーでも実用新案に相当する小特許制度が廃止されています。こうした流れは、利用が進んでいない我が国の実用新案制度の将来のあり方に影響を与えることになるかもしれません。

著作権に基づく検索事業者への削除請求について

弁護士 中井 英登

1 問題の所在

著作権を侵害する情報を削除するためには、リンク先のウェブサイト自体を削除することが抜本的な解決策です。しかし、個別に削除請求を行うことは容易でないことがあります。そこで、実効的な権利救済方法として、検索事業者(Google, Yahoo!等)に対する削除請求を行うが考えられます。

この点、人格的権利に基づく削除請求が争われた、最高裁平成29年1月31日判決は、検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL情報を検索結果から削除することを求めるための要件を示しました(注1)。そこで示された判断枠組みは、著作権に基づく削除請求については射程範囲外ですが、比較考量に関しては参考になるものと考えます(注2)。

以下、著作権に基づく検索事業者への削除請求について、人格的権利に基づく削除請求に関する議論を参考として、検索結果の表示ページの箇所ごとに検討します(注3)。

2 著作権侵害の記述を含むリンク先のウェブサイトにリンクを張る箇所

検索サービス事業者は、単に情報の所在を示しているのみで、情報の媒介者に過ぎません。また、通常は、積極的な誘因性を欠くと考えられることから、帮助にも該当しません(注4)。よって、検索サービス事業者に対する削除請求は難しいと考えられます。

3 検索結果として表示されたタイトル、スニペットまたはサムネイル自身に著作権侵害となる記述が含まれている箇所

(1)侵害主体性

検索結果として表示されたタイトル、スニペットの記述自身を検索事業者の表現行為とみて、それによる著作権侵害が問題となり得ます。この点、上記の決定も、検索結果の提供が検索事業者自身による表現行為という側面を有することを認めています。

(2)比較考量

検索事業者が表現主体であるということは、検索サービス事業者に削除義務を課すことが検索サービス事業者自身の表現行為の制約という面を持つことになるので、検索サービス事業者の表現の自由と削除を求める者の著作権との比較考量の問題が生じます。また、削除を求める者の著作権と公衆の情報アクセスの利益との比較考量も問題となります。

この点、上記の決定は、比較考量の結果、「当該事実を公表されない法的利益が優先することが明らかな場合」には、検索事業者に対する削除請求が認められるとしており、表現の自由ないし知る権利に重きを置いた判断枠組みを示しています。

なお、類似の事案として、ISP事業者による自主的な取組としてのサイトブロッキングが、日本国憲法21条2項の通信の秘密の侵害に当たるか否かが争われた、東京高裁判令と元年10月30日判決があります。本判決は、その付言において、「児童ポルノ事案のように、被害児童の心に取り返しのつかない大きな傷を与えるという日本国憲法13条の個人の尊厳、幸福追求の権利にかかる問題と異なり、著作権のように、逸失利益という日本国憲法29条の財産権(財産上の被害)の問題にとどまる本件のような問題は、通信の秘密を制限するには、より慎重な検討が求められる」と述べました(注5)。

(3)結論

事案によっては、検索サービス事業者に対する削除請求が認められる余地もあると思われます。ただし、上記の決定及び判決に示された裁判所の価値観からは、当該事件の比較考量において、知る権利等に対する著作権の優位の判断を得ることには、困難が予想されるところです。

注1) 判例タイムズ1434号48頁参照

注2) 著作権法では、侵害主体に関して、帮助者に対する差止請求の可否について議論がなされてきました。

高部真規子著「実務詳説著作権法訴訟【第2版】」152頁参照

注3) 宇賀克也著「個人情報の保護と利用」157頁、200頁参照

注4) 前掲宇賀 200頁参照

注5) [https://bunkyo-kasuga.com/2019/12/23/20191030-titekizaisan/ 参照](https://bunkyo-kasuga.com/2019/12/23/20191030-titekizaisan/)

銀座界隈

てくてく グルメ



とつておきのお店を
ご紹介いたします。

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

MAP



日比谷松本楼（仏蘭西料理 ボア・ド・ブローニュ）

電話：03-3503-1612

住所：東京都千代田区日比谷公園 1-2



緑あふれる日比谷公園内に佇む日比谷松本楼。その3階にある、本格フランス料理店である。やわらかな日差しが差し込む優雅な店内に入ると、都会の喧騒から離れた、穏やかで落ち着いた空間が広がっており、どこか特別な気分になる。メイン料理が選べる平日ランチコース(3,800円(サービス料・消費税別途)より)では、旬の素材を用いた彩り豊かなメニューが味わえる。オードブルからデザートまで、一品一品丁寧に作りこまれた料理たちは、見た目にも鮮やかで、食べるのが惜しくなってしまうくらい。経験豊かなスタッフのきめ細やかな気遣いも嬉しいところで、終始気持ちよく時間を過ごすことができる。四季折々にその表情を変える日比谷公園の景色を窓から樂しみつつ、大切な誰かと、ちょっと特別な日に、ゆったりとフランス料理に舌鼓を打つのはいかがだろうか。

■ 営業時間

ランチタイム 【月～金】 11:00～14:30

【土日祝】 11:00～15:00

ディナータイム 17:00～21:00

焼肉 醍醐 銀座店

電話：03-6280-6188

住所：東京都中央区銀座 5-5-11 塚本不動産ビル 7F



銀座五丁目のみゆき通り沿いにある黒毛和牛専門の焼肉店。店内は銀座という街にふさわしい落ち着きがありながらも、スタッフは気さくで気軽に入りやすい。種類の豊富なランチメニューは1,000円～3,000円(税別)とお手頃な価格設定で、その日の気分に合わせてチョイスできる。目利きが選んだ自慢のお肉は、口に運んだ瞬間、きめ細やかな肉質がほどけ、上質な脂の甘さが口の中に広がる。セットのサラダもボリュームがあり、健康志向の人や女性にも嬉しいところ。至高の味わいを追求し、熟成された鉾柄牛をリーズナブルに、そんな贅沢な願いを叶えてくれるお店で、何度も足を運びたくなること間違いなし。

■ 営業時間

ランチタイム 11:30～13:30

ディナータイム 【月～金】 17:00～23:00

【土日祝】 17:00～22:00

※ 営業時間の詳細につきましては店舗にご確認下さい



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL: 03-5251-5721 (代表) FAX: 03-5251-5727

URL: <http://www.koyo-patent.co.jp>